

軽井沢町児童発達支援センター事業運営業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

軽井沢町では、児童発達支援の中核的な施設である「児童発達支援センター」を令和6年4月に設置し、障がい児及び発達に支援が必要な児童並びにその保護者などに様々な支援を行っている。

このセンターでは、児童福祉法に規定する児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援サービスのほか、障がい児や発達に支援が必要な児童とその保護者及び保育士や教員などの支援者の相談や援助などを行う総合相談事業を行い、0歳から18歳まで切れ目のない支援を行うことを目的としていることから、これらが十分な効果を発揮し安定かつ円滑に行われることを目的に、受託事業者を選定する公募型プロポーザルを実施する。

2. 事業の概要

(1) 委託業務名

軽井沢町児童発達支援センター事業運営業務委託

(2) 業務内容

軽井沢町児童発達支援センター事業運営業務委託業務仕様書のとおり

(3) 履行場所

軽井沢町児童発達支援センターなないろ軽井沢

軽井沢町大字追分1422番地

・構造 WRC造一部鉄骨造 地上1階

・延べ面積 499.96㎡

・定員 20名（児童発達支援事業10名・放課後等デイサービス事業10名）

・別添図面を参照のこと。

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで 5年間

(5) 業務委託料（提案限度額）

年額 約40,500,000円（税込）

・上記金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

・本業務委託契約に係る予算は、人件費、事業経費（旅費、消耗品費など）、送迎・輸送に係る車両経費とし、事業に必要な光熱水費、施設管理費、施設備品については町が負担する。

3. 基本方針

児童発達支援センターは、次の基本方針をもって運営すること。

- ・自信を持って気持ちの交流ができる豊かな心の育ちを支えます。
- ・子どもの気持ちを受け止めることで信頼関係を深め、安心感を育むとともに意欲につなげます。
- ・一人ひとりの発達に合わせて、基本的生活習慣・対人関係・言語やコミュニケーションなどの力を伸ばします。
- ・保護者の理解を深め、子どもを肯定して育てられる家庭環境を整えます。
- ・保育園・学校・保健センター・医療機関等と連携しながら地域での育ちを支えます。

4. 参加資格及び応募条件

本件に参加及び応募できる者は、提出書類等の提出時点で、下記に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。なお、提出書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合は、参加及び応募を認めないものとする。

(1) 参加資格

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によらないこととされる更生事件に係るものを含む）。
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ④暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等、同条第6号に規定する暴力団員及び軽井沢町暴力団排除条例（平成26年条例第17号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- ⑤法人又はその代表者が国税等すべての税を滞納していないこと。
- ⑥軽井沢町の請負人選定委員会により入札参加資格者の指名停止を受けていないこと。
- ⑦労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告などをを受けていないこと。
- ⑧提案業務を行うにあたり、当該業務が法令などの規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。

(2) 応募条件

- ①令和8年4月1日時点で、軽井沢町内において、次のいずれかの条件を満たす事業又は施設を3年以上継続して実施又は運営している社会福祉法人、学校法人、医療法人、株式会社又は特定非営利活動法人（以下「事業者」という。）であること。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉事業を実施している法人

イ 児童福祉法に基づく通所事業を運営している法人

②本実施要領に示す児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問事業、総合相談支援事業の全てを受託できる事業者であること。

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する基準等の関係法令を遵守し、実施する熱意と見識を有し、良好な実績があること。

④直近の会計年度において、経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、5年以上連続して損失を計上していない等財務内容が適正であること。

⑤所轄庁の指導監査などにおいて、過去3年間、文書指摘を受けていないこと。ただし文書指摘を受けている場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとする。

(3) 参加の取り下げ

参加申込書の提出後に本件への参加を取り下げる場合は、速やかに軽井沢町保健福祉課福祉係まで連絡するとともに、参加辞退届（様式6）を軽井沢町長宛てに提出すること。

5. 実施手順の概要

(1) 実施要領、業務仕様書の配布

①参加手続きに必要な様式等は、軽井沢町保健福祉課福祉係又は軽井沢町公式ホームページで配布する。

②配布期間 令和8年8月3日（月）から令和8年8月13日（木）まで

(2) 質問受付及び回答

本実施要領の内容について質問がある場合は、次により提出すること。

・ 質問期間 令和8年8月19日（水） 17：15まで 期限必着

・ 提出先 軽井沢町保健福祉課 福祉係

軽井沢町大字長倉4844番地1 木もれ陽の里内

・ 提出方法 事前に電話連絡（保健福祉課福祉係 0267-44-3333）したうえで電子メール（hokenfukushi@town.karuizawa.nagano.jp）又はFAX（木もれ陽の里 0267-44-1396）に提出すること。

件名は「プロポーザル質問書」とし、メール又はFAX本文に質問内容を記入すること。添付ファイルは不可とする。

・ 質問内容及びその回答については、令和8年8月21日（金）に全ての質問に対する回答をホームページに掲載する。その回答をもって、本募集要領等の追加又は修正と

みなす。ただし、公表することが適切でないと判断される質問などについては回答しない場合もある。

- ・上記期間経過後に提出された質疑やプレゼンテーション及びヒアリング実施日当日の質疑には、一切応答しない。

(3) 参加申込書及び企画提案書類等の提出について

①本件に参加しようとする者（以下「参加者」とする。）は、参加申込書及び企画提案書類等を提出すること。

②提出書類

公募型プロポーザル提出書類一覧のとおり

③提出期日及び提出先、提出方法

- ・提出期日 令和8年8月27日（木） 17:15 期限必着
- ・提出先 軽井沢町保健福祉課 福祉係
軽井沢町大字長倉 4844 番地 1 木もれ陽の里内
- ・提出方法 提出先へ持参又は郵送
それ以外の方法による提出は認めない。なお、封筒の表面に「プロポーザル参加申込書在中」と記載すること。

④留意事項

- ・提出書類等の提出は、1者につき1件とする。
- ・複数の法人などによる合同での応募は、対象外とする。
- ・提出部数は、正本1部と副本6部（正本のコピー）とし、併せて提出書類等一式を格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚を提出すること。
- ・提出書類は全てA4サイズとし、必要がある場合は折ったり用紙に貼り付けたりしてサイズを統一すること。
- ・提出書類等は、提出書類一覧の順にファイルに綴り見出しを付けるなどして整理すること。
- ・提出書類等の作成及びその他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- ・提出書類等及び電子媒体は返却しない。
- ・提出書類等の分割提出は認めない。
- ・提出書類等の不足又は提出期限内未到着の場合は、本件の参加を無効とする。
- ・提出書類等の受付後は、いかなる理由があっても追加及び修正は認めない。
- ・提出書類等の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- ・提出書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は参加者に帰属するものとする。提出書類等は事業者選定のみで使用し、他の目的には使用しない。ただし提出書類等は、軽井沢町公文書公開条例（平成11年条例第21号）の定めるところにより、公開される場合がある。

6. 審査

受注候補者の選考は、「軽井沢町児童発達支援センター事業運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」）が行う。

(1) 審査方針

- ①審査委員会は、提出書類等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに、審査基準に基づき総合的に採点し、受注候補者を決定する。
- ②審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの方法など

- ①実施日 令和8年9月予定

※実施日、実施場所については、応募者に別途通知する。

- ②プレゼンテーション（20分程度）

プレゼンテーションは、以下のいずれか又は組合せによるものとする。

- ・提出した書類による説明
- ・パワーポイントなどによる説明

- ③ヒアリング（40分程度）

審査委員から参加者に対し質疑応答を実施する。

(3) 留意事項

- ・プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名までとする。なお、審査事項及び評価項目について、委員からの質疑に回答ができる者が出席すること。
- ・当日の資料の配布については認めない。
- ・参加者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、選考の対象としない。
- ・他者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできないものとする。
- ・本プロポーザル及びヒアリングに要した費用の一切は参加者の負担とする。また参加者に対する参加報酬はない。

(4) 審査方法

審査は次の手順で行う。

- ①参加者の得点を集計し、全委員の合計得点が高い順に順位を決定する。
- ②①の合計点が同点であった場合は、評価項目「事業計画－家族や支援者への支援の考え方及び具体的計画」の得点が高かった方を上位とし、以下、同点の場合は「事業計画－地域や関係機関との連携」「事業計画－相談支援に関すること」の得点が高い者を上位とする。

(5) 審査結果の通知

- ①令和9年9月末（予定）に書面にて、面接審査を実施したすべての提案者に文書にて通知する。
- ②評価内容及び審査結果に対する問い合わせには応じない。なお、審査結果後に本募集

要領及び業務仕様書の内容に関し、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(6) 審査結果の公表

審査結果の通知後、令和8年10月末(予定)に町ホームページにて結果を公表する。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし応募自体を取り消すものとする。

- ①提出書類等において、虚偽の内容を記載したとき。
- ②提出期限までに提出場所に提出書類等の提出がないとき。
- ③プロポーザル及びヒアリングに出席しなかったとき。
- ④一団体が同一業務に対し複数の提案をしたとき。
- ⑤提案に関して談合などの不正行為があったとき。
- ⑥正常な提案の執行を妨げるなどの行為があったとき。
- ⑦他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- ⑧審査終了までの間に、他の参加者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ⑨審査委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し又は接触を求めたとき。
- ⑩契約締結日までの間に「3. 参加資格及び応募要件」に該当しなくなったとき。
- ⑪その他、募集要領の内容に違反したとき。

8. 契約について

- ①契約内容は、本件の提案内容をもとに当町と協議のうえ決定するものとし、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結するものとする。
- ②本件については、長期継続契約とする。
- ③契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合又は提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、当町が被った損害について損害賠償を求めることがある。

9. 応募先、質問・問い合わせ先

軽井沢町保健福祉課 福祉係

〒389-0111 軽井沢町大字長倉 4844 番地 1

軽井沢町保健福祉複合施設 木もれ陽の里内